

徳島県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
2	山城東祖谷 山	三好市池田町大利大西五 番四地先から 同 カゲヤ ブ七七番一地先まで	旧	五・四〇二四・九	八四・九
3	同	同	新	五・四〇一八・一	八四・九